

公益社団法人日本地球惑星科学連合 和達賞（固体地球科学セクション賞）審査委員会設置規則

（趣旨）

第1条 この細則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合和達賞（固体地球科学セクション賞）規則に基づき、公益社団法人日本地球惑星科学連合和達賞（固体地球科学セクション賞）審査委員会（以下、「審査委員会」と言う。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 審査委員会は、理事会の要請に基づき、公益社団法人日本地球惑星科学連合和達賞（固体地球科学セクション賞）被推薦者の中から受賞者を選考する。
2 審査委員会は、本賞の推薦書類の必要事項を定める。

（委員会の組織）

第3条 委員は、固体地球科学分野に通じた経験豊かな正会員を複数名選出するものとし、委員会全体で6名とする。
2 委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。
3 委員長は互選とし、理事会の議を経て会長が指名する。

（委員会の運営）

第4条 委員長は、必要があると認めるときは委員会を招集し、その議長となる。
2 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の採決するところによる。
3 前項の場合において、議長は委員として評決に加わることはできない。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、1年毎に半数を改選する。
2 任期途中で欠員が出た場合は委員を補充し、その委員の任期は前任者の残任期間とする。
3 再任回数は2回までとする。

（委員名の公表）

第6条 委員名は、当該年度の全委員が改選された時点でこれを公表する。

（委員の制約）

第7条 委員は、被推薦者および推薦者になることはできない。

（守秘義務）

第8条 委員は、被推薦者および推薦者に関する情報を委員会の外に出してはならない。
2 委員会は必要に応じて守秘義務を課した上で委員外の識者に意見を求めることができる。

（規定の改廃）

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

(1) この規則は、2025年8月1日から施行する。
(2) 施行年度の委員は、半数の任期を2年以内、残りを1年以内の範囲で定め、理事会の議を経て、会長が委嘱する。